

令和元年 第11回

高砂市農業委員会議事録

○開催日程

日 時 令和元年 11月26日(火) 10時00分  
場 所 新分庁舎1階 第会議室

○提出議題 (12件)

- 高農議第24号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと(3)
- 高農議第25号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議のこと(1)
- 高農議第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと(1)
- 報告第37号 農地法第3条の3第1項の規定による届出のこと(2)
- 報告第38号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと(1)
- 報告第39号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと(3)
- 報告第40号 農地法第4条許可の取消願出のこと(1)

○出席委員 (14名)

1番	三好 覚	2番	位田 篤男
3番	柴田 晃	4番	北野 益生
5番	前橋 瑞紀	6番	石堂 良信
7番	西村 一志	8番	植原 種一
9番	北原 知子	10番	北原 豊茂
11番	西川 良一	12番	松本 慶一
13番	芦谷 博務	14番	藤井 陽一

○欠席委員 (0名)

--	--	--	--

○出席事務局職員 (3名)

事務局 局長	大内 喜樹
” 主 幹	尾塩 昌昭
事務吏員	上田 耕司

○出席市長部局 (0名)

--	--

## 議 事 内 容

- 事務局 皆さん、おはようございます。第11回高砂市農業委員会総会を開催させていただきます。本日は、全員出席で総会は成立しております。本日提案させていただきます議案でございますが、高農議第24号～第26号の5件、報告第37号～第40号の7件、併せて12件でございます。議事進行につきましては、会長にお願いいたします。
- 議 長 皆さん、おはようございます。(時候の挨拶) それでは第11回高砂市農業委員会総会を始めます。議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名順により11番の西川委員さん、12番の松本委員さん、よろしくをお願いいたします。  
それでは、議案書に基づきまして進めてまいります。  
**高農議第24号**「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。
- 事務局 高農議第24号は農地法第3条第1項の許可申請で、3件でございます。  
(高農議第24号、1番～3番を読み上げる)  
別添調査書のとおり、いずれも農地法第3条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。よろしく申し上げます。  
あと、報告第40号が関連していますので先に説明させていただいてよろしいでしょうか。
- 議 長 報告第40号が関連していますので先に報告してよろしいか。  
各委員 異議なし
- 議 長 それでは**報告第40号**「農地法第4条許可の取消願出のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。
- 事務局 報告第40号は農地法第4条許可の取消願出、1件でございます。  
(報告第40号を読み上げる)
- 議 長 事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思えます。1番～3番について伊保地区、お願いします。
- 3番 事務局の説明どおりです。伊保地区委員としても問題ないと思えます。
- 議 長 この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。
- 1番 3番の使用貸借期間は何年ですか。
- 事務局 1年となっております。
- 1番 使用貸借期間が短い法的に決まりはないのか。
- 事務局 使用貸借期間については、法的に決まりはありません。
- 議 長 他にご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。  
各委員 (「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議の声がありませんので、1番～3番は承認されました。  
これで高農議第24号は承認されました。  
**続きまして高農議第25号**「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。

事務局 高農議第25号は農地法第4条第1項の許可申請で、1件ございます。  
(高農議第25号、1番を読み上げる)

別添調査書のとおり、いずれも農地法第4条第6項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。阿弥陀地区、お願いします。

11番 阿弥陀地区委員としては、農会長、水利組合長の押印がすごく以前のものであり転用目的も説明を受けていないとの事なので、審議が出来ていません。  
また、次の案件も関係しているので事務局より説明してもらったらどうですか。

議長 **それでは、高農議第26号**「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと」を説明してよろしいか。

各委員 異議なし

議長 事務局より説明してください。

事務局 高農議第26号は農地法第5条第1項の許可申請で、1件ございます。  
(高農議第26号、1番を読み上げる)

別添調査書のとおり、いずれも農地法第5条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明が終わりました

14番 この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。今回の申請書の添付書類として、農会長への届出、水利組合の同意書があるが2件とも2年以上前に押印したもののだが、それで添付書類として有効なのか。

事務局 2年前に押印しておられますが、その時の転用目的・計画に変更はありませんか。

14番 当時は、図面もないし、くわしい説明を聞いていない。

議長 水利組合・農会長が今回の申請内容を聞いていないのであれば、もう一度説明を聞き農業上の影響がないかを確認し同意書に押印をしたものを添付してもらってから、審議するようにしたいのですがどうですか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議の声がありませんので、高農議第25号並びに第26号については、許可・不許可の判断をせずに書類を返還し補正されたのちの総会で審議します。  
続きまして**報告第37号**「農地法第3条の3第1項の規定による届出にかかること」を報告いたします。事務局、説明願ひします。

事務局 報告第37号は農地法第3条の3第1項の規定による届出で、2件ございます。  
(報告第37号、1番～2番を読み上げる)

議長 事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

各委員 なし。

議長 続きまして**報告第38号**「農地法第4条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと」を報告いたします。事務局、説明願ひします。

事務局

報告第38号は農地法第4条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告で、1件ございます。

(報告第38号、1番を読み上げる)

議長  
各委員

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。  
なし。

議長

続きまして報告第39号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局

報告第39号は農地法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる専決処理報告で3件ございます。

(報告第39号、1番～3番を読み上げる)

議長  
各委員

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。  
なし。

議長

それでは以上を持ちまして本日の総会に付託されました議案はすべて終了いたしました。ご承認いただきましてありがとうございます。

平成29年7月より現在の委員で所掌事務を行ってきましたが来年7月で任期が終わるのですが、今までの活動を通して今後の事務の効率的かつ効果的に実施するにあたり、市に対して意見の提出を行いと考えておりますので、委員については、次回の総会までに意見を考えていただくようお願いいたします。

(以上)

終了時刻 午前11時30分

議事録署名委員

西川 良一委員

松本 慶一委員